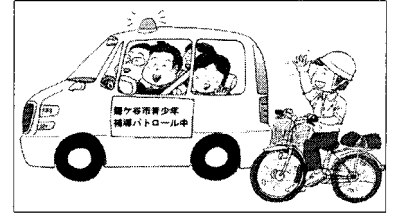


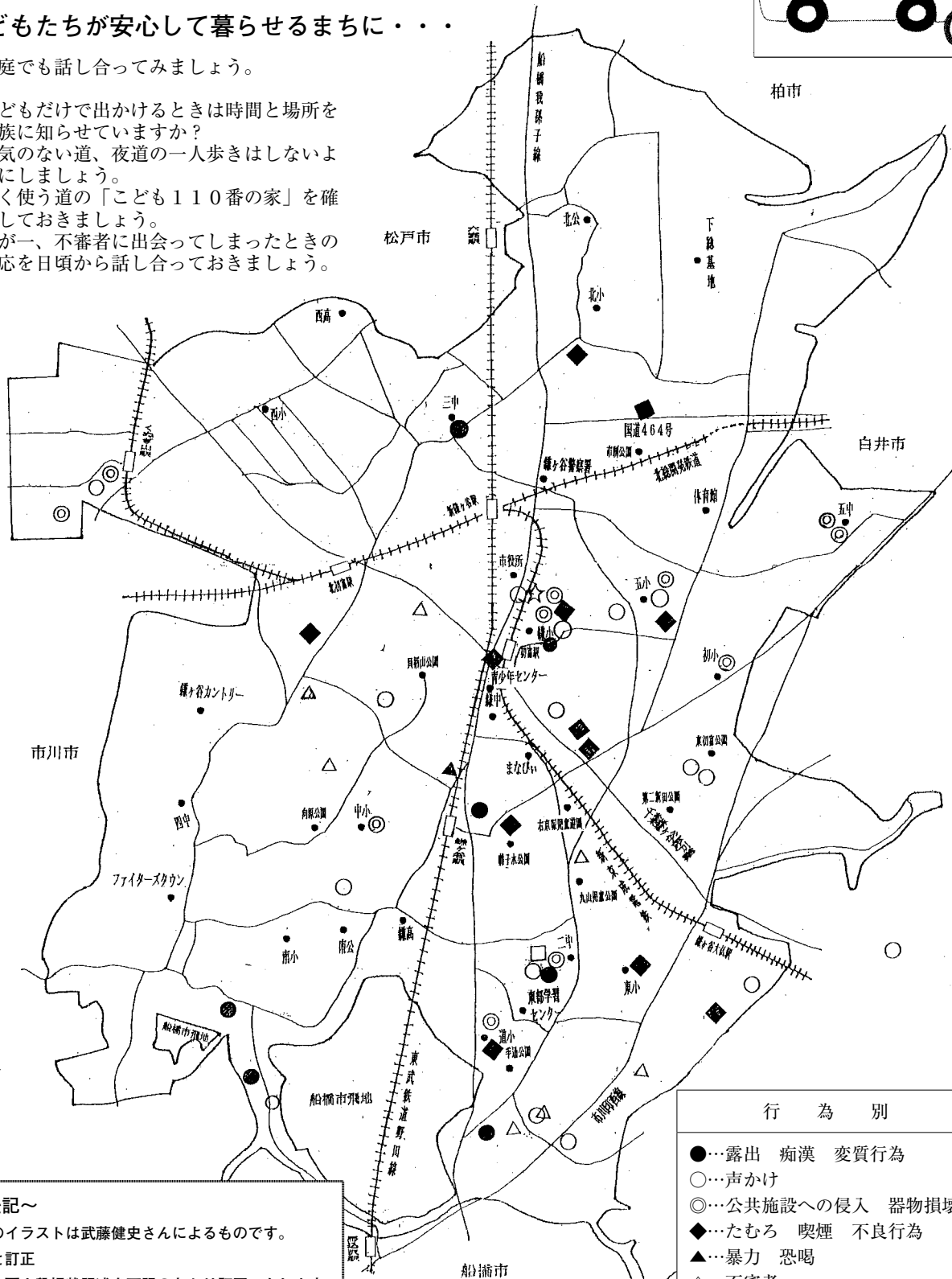
平成25年度 子ども防犯マップ (4月～2月)



子どもたちが安心して暮らせるまちに・・・

ご家庭でも話し合ってみましょう。

- 子どもだけで出かけるときは時間と場所を家族に知らせていますか？
- 人気のない道、夜道の一人歩きはしないようにしましょう。
- よく使う道の「子ども110番の家」を確認しておきましょう。
- 万が一、不審者に出会ってしまったときの対応を日頃から話し合っておきましょう。



行為別	件数
●…露出 痴漢 変質行為	7
○…声かけ	16
◎…公共施設への侵入 器物損壊	11
◆…たむろ 喫煙 不良行為	12
▲…暴力 恐喝	1
△…不審者	7
□…不審電話	1
☆…その他	1

～編集後記～
 ○本紙内のイラストは武藤健史さんによるものです。
 ○お詫びと訂正
 ・前号2頁上段掲載記述を下記のとおり訂正いたします。
 「77人で市内をパトロール」→誤
 「79人で市内をパトロール」→正

No.129

緑の子

発行
編集

鎌ヶ谷市青少年センター

☎ 273-0101

鎌ヶ谷市富岡 1-1-1

(三橋記念館 3 階)

☎ 047-445-4393

温かい心を伝えたい

東葛地区少年センター

上席少年補導専門員 久保 聡子



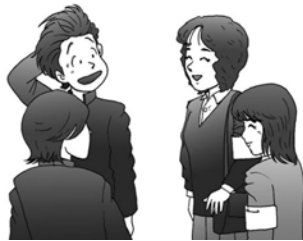
少年センターは、千葉県警察本部少年課の機関として、県内を本部、東葛、京葉、内房、北総、外房の 6 地区に設置し、各地区センターにおいて少年の健全育成を目的として街頭補導や少年相談、被害少年の支援、非行防止活動などさまざまな活動を行っています。

昨年は、少年による犯罪が減少するなか再び犯罪を犯す再犯率は約 3 割を超え、また、いじめ、児童虐待、携帯電話等インターネットを介しての性被害など少年が係わる問題は深刻化しており、少年センターは、特に非行防止と非行少年の立ち直り支援活動に重点をおいて取り組んでいるところです。

私が勤務する東葛地区少年センターは、柏市役所内に事務所を構え、鎌ヶ谷、柏、松戸、野田、流山、我孫子の 6 市を受け持つ活動しています。街頭活動では、少年が「ねえ、ちょっと聞いてくれる。」と言いなから自分の話を始めることも少なくありません。話の中身は、たわいもないものから、今後自分が直面しなければいけない不安を涙ながらに訴えるものや、親に誤解されて話を聞いてもらえずに悩んでるものなどさまざま

です。中には私たちの声かけに反発して自分本位の考えを訴える少年もいます。しかし、私たちが少年の声に耳を傾けることで、少年と心からの会話が始まり、時に泣き顔から笑顔になり、すっきりとした表情に変わっていく場合もあります。大人に話を聞いてもらうことで安心感を抱き、気持ちの整理ができるのであれば、これほど嬉しいことはありません。大勢の大人の中にも「あなたたちの気持ちを聞こうとする大人がいる」ということが伝わるような心がけながら活動しています。

温かい言葉は、トゲトゲした心を解かします。私も落ち込んでいる時にかけてもらった温かい言葉は、未だに心の奥底に残っています。ことばは言葉（ことだま）と言われ秘めた力があります。温かい心を少年たちに伝えながら、今後も地域の皆様方と協力して少年が健全に育つために頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。



平成26年 4 月 青少年センターが移転します

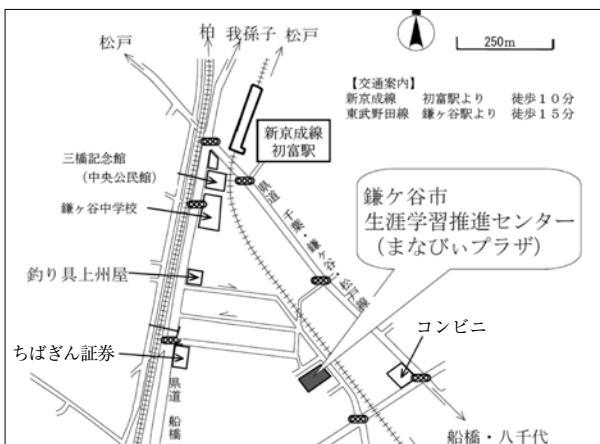
三橋記念館閉館に伴い、生涯学習推進センター(まなびいプラザ) 1 階へ移転します。

鎌ヶ谷市富岡 2-6-1
まなびいプラザ内 1 階
『青少年センター』

電話 047-445-4393

FAX 047-445-4317

E-mail seisyonen@city.kamagaya.ciba.jp



↑ 周辺地図

茨城農芸学院の視察研修から学ぶこと

立ち直るために

11月14日、晴天の中、法務省所管中等少年院である「茨城農芸学院」を、青少年補導員、青少年センター職員24名で視察しました。法務教官から施設案内や教育方針等熱心に説明していただきました。厳しい規律生活の中全過程を修了し、いよいよ出院の日、院の法務教官全員で送り出すそうです。「君なら大丈夫だ」「きつと立ち直って欲しい」という激励と祈りを込めて…。

出院を間近に控えた少年の心情は、出院後の生活について不安を口にする者がほとんどだそうです。仕事、学業、家族関係、地元での交友関係等々。法務教官曰く「少年院で関われるのは出院まで。その後は本人の力で生きていくしかないのです。」

また、ある青少年問題の冊子に、出院した少年の再犯についての一説がありました。「少年院の中で、人生をやり直そうと考え、出院したはずが、彼らが帰る環境は思い描いた生活設計とは異なることも多く、さらに、彼らを見る周囲の目も厳しいものが多いのが現実。結局自分のことを理解してくれる居場所はどこかと、元の生活に戻り、結果悲しい再犯を繰り返してしまうケースも珍しくない。非行からの立ち直りは一人では出来ない。社会の中で居場所があり、少年を支える大人の存在が必要だ。」

今回の視察研修から、非行少年たちは誰もが「立ち直りたい、もう非行をせずに真面目に生活したい」と考え、不安を抱えつつ出院するのだということ。また、社会に出てからの孤独感、院生活とのギャップ、自分を見る周囲の目等、自分の意志の問題だけでは無い部分で、立ち直りへの道を遮られてしまうという現実があることを知り、そうならない為に、私たち大人はどのような支援が出来るでしょうか。少年たちが立ち直るために、温かい目で見守り、受け入れ、育てていく。その一端を担えれば…と改めて教えていただいた研修でした。

～子ども安全メール登録のご案内～

子どもの安全に関する情報をあらかじめ登録している携帯電話やパソコンにeメールで提供しています。是非ご利用ください。

①下記のアドレスへ～メールを送ります。

仮登録用のアドレス

kama.kodomo@mpme.jp

※QRコード対応の携帯電話はこちらから→

(条件によっては、正確に読み込めない場合があります。)



②本登録案内のメールが届くので、メールに記載されたURL上で必要事項を入力します。

③「登録完了」のメールが届いたら完了です。

④配信を終了したい場合は、下記に空メールを送信後、本解除ご案内メールに記載されたURLへ接続し必要事項を入力してください。

kama.kodomo_bye@mpme.jp

学校・家庭・地域の絆で **STOP いじめ** —いじめ防止対策推進法が施行されました—

いじめは、いじめを受けた児童生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害する行為です。また、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険が生じることもあります。県では、9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、いじめ防止のための対策をより一層推進していきます。学校・家庭・地域など社会全体で、子どもたちのサインをキャッチし、いじめをなくしていきましょう。

●いじめに苦しむ子どもが発信するサイン

初期の段階	長期化・慢性化した段階
<input type="checkbox"/> 学校へ行きたがらない <input type="checkbox"/> 学力が下がる <input type="checkbox"/> 忘れ物が増える <input type="checkbox"/> お金や物をなくす <input type="checkbox"/> 自分の行動を説明できない <input type="checkbox"/> 吃音が出る	<input type="checkbox"/> 身体症状が顕著になる(食欲不振・腹痛・頭痛・不眠など) <input type="checkbox"/> 精神症状が出る(集中力の低下・気力の減退・不安感・緊張・恐怖・自信喪失など) <input type="checkbox"/> 不登校、ひきこもり <input type="checkbox"/> 自傷行為
など	など

●いじめを受けている、または、いじめかもしれないと思ったらすぐに通学している学校に「相談」しましょう。いじめに関する情報提供でも構いません。

●学校以外の主な相談窓口

- ・24時間いじめ相談ダイヤル ☎0570(0)78310(24時間受付)
- ・子どもと親のサポートセンター ☎0120(415)446(24時間受付)
- ・千葉いのちの電話 ☎043(227)3900(24時間受付)
- ・ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター)
(非行・犯罪被害などに関すること) ☎0120(783)497(月～金曜日9時～17時)
- 問い合わせ 県教育庁指導課 ☎043(223)4054 ☎043(221)6580

(「県民だより」掲載記事より)

◆補導活動

【10月～3月の活動】

- 10月 県下一斉広域列車補導
- 12月 歳末特別警戒出動式及びパトロール参加
第二回市内一斉補導
- 1月 松戸市との隣接地域補導関係者連絡会
- 2月 船橋市との隣接地域補導関係者連絡会
- 3月 第三回市内一斉補導



- 青少年センターでは下記の補導活動を実施しています。
- ☆計画補導…毎週 月、水、金
4月から6月、10月から翌年3月まで
15時30分から17時30分
7月から9月の3ヶ月間は16時から18時
- ☆夜間補導…7月から9月の3ヶ月間
毎週金曜日19時30分から21時30分
- ☆随時補導…センターに寄せられた情報をもとに行うパトロール
- ※前号で計画補導についての記述に誤りがありました。上記により訂正します。

県補連協東葛ブロック会議

講演『サイバー犯罪の現状と対策について』から



昨年11月に行われました県補連協東葛ブロック会議で、千葉県警察本部サイバー犯罪対策課 石渡基晴氏に、「インターネットに潜む危険」という題材で講演いただきました。子どもに係る興味深い内容を抜粋してお伝えいたします。

○子どもに係る主なトラブル事例

①オンラインゲームでゲーム内のアイテムやお金を使うため、友人同士でIDやパスワードを教え合う→自分の知らないうちにアイテムが減っていたり、請求金額が増えているなど、予期せぬトラブルに発展。また、親のスマホを使用して親が知らない間に有料ゲームで遊び、高額な請求に。

*ID、パスワードは絶対に他人に教えないこと。定期的な変更、保護者の管理が必要。

②プロフサイト等に名前や写真を掲載。また無断で動画を流す行為→著作権法違反。自分の情報だけでなく友人の情報も無断で掲載した場合、個人情報流出として問われることも。

*被害者にも加害者にもなり得る危険な行為。個人情報も全世界に発信していることを認識すべき。一度発信した情報は二度と回収できません。またスマホで撮影した写真はGPS機能から位置情報がわかるようになってる。

③出会い系サイトやSNSで知りあった人と実際に会う。

*出会い系サイトは18歳未満の利用を禁止している。そのため、それだけで出会い系サイト規制違反となる。また知り合った人と実際に会って性犯罪の被害者になるケースも多い。出会い系サイト以外のコミュニケーションサイト(SNS)に関する被害は出会い系サイト利用より5倍の被害者が報告されている。にもかかわらず、大人から注意喚起、指導がされていないのが現状。

④掲示板などネット上で犯罪予告をする行為→遊び半分書き込んだとしても威力業務妨害罪に問われる。

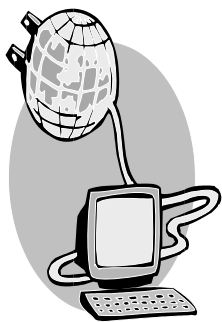
*匿名であったとしても逮捕される。

○インターネットを安全に利用させるために
前述①は、最も身近なトラブルとして問題になっています。10万円を超える高額請求も珍しい例ではありません。②③④の対応策については、学校、保護者から注意指導が不可欠です。子どもたちは、ネット社会でルールを教えられないまま、知らないうちに犯罪やトラブルに巻き込まれてしまいます。皆がやっているからいい、大人はやり方がわからないから指導しない...ということでは、インターネット犯罪から身を守ることは出来ません。まず親が正しい知識を持って、子どもに教えることが大切なのです。

○参考

携帯電話やスマートフォンを持たせる時期について悩むことが多いと思います。時期も大切ではありますが、最も重要なのは家庭でのルール作りです。子どもに「買い与える」のではなく「貸し与える(保護者が管理するもの)」のだと認識しましょう。↓『母から子へ18の約束』(ネット検索できます)

最新機器やアプリを上手に使いこなしているように、実は悩みやトラブルも多いようです。文字だけの世界で一喜一憂し、即レス、既読無視、いいね、リツイート、お気に入り等々、いわゆる「ソーシャル疲れ」も生じています。顔の見えない状態で育まれるコミュニケーション力で、これから社会に出て対人関係を上手に乗り越えることが出来るでしょうか。それらを教えるのも親の重要な役目です。



4月から2月までの補導状況は表のとおりです

◆街頭補導 (平成25年4月～平成26年2月)

	小学生	中学生	高校生	有職少年	無職少年	合計
自転車二人乗り	16	55	96		13	180
自転車無灯火		2				2
危険箇所出入り・遊び	6	9				15
たむろ		9	24		5	38
喫煙		6	12		5	23
怠学		11	2			13
その他	3	39	11		2	55
合計	25	131	145	0	25	326

◆補導実施状況 (平成25年4月～平成26年2月)

補導別	補導回数	補導従事者				計
		補導員	学校	職員	その他	
計画補導	127	181	37	145	2	365
夜間補導	12	16	5	15		36
随時補導	135			187	1	188
行事特別補導	15			44		44
市内一斉補導	2	92	18	16	20	146
列車補導	1	22		8	5	35
班活動	63	487	63	14	15	579
隣接補導	2	14		6		20
合計	357	812	123	435	43	1,413